

令和8年度観光情報発信支援委託業務 仕様書

1 委託業務名

令和8年度観光情報発信支援委託業務

2 事業の目的

本業務は、本県と首都圏及び関西圏等のマスメディアの継続的なネットワークを構築し、テレビ、新聞、雑誌、WEB等の各種媒体でノンペイドパブリシティを基本とした効果的なメディア露出に取り組むことで、全国における高知県観光の認知度向上、県外から誘客拡大を図ることを目的とする。

3 委託期間

委託契約締結日から令和9年3月31日まで

4 業務内容

(1)年間を通じたメディアアプローチ、リレーション構築

- ・受託者のネットワークを活用して、下記メディア関係者に対して直接訪問またはオンラインで面会し、その時期や状況に応じた高知県観光情報を提案し取材を促すこと。
- ・アプローチ先は、首都圏及び関西圏に拠点を持つ、または全国に発信する影響力を持つ、テレビ局、番組制作会社、出版社、WEBサイト運営者等のメディアとする。
- ・メディア側から、取材先候補のリストアップ、写真提供、各施設への撮影許可取りの支援、その他要望があった場合は丁寧にヒアリングし、委託者と相談のうえ迅速に対応すること。
- ・必要に応じてメディアアプローチの場に委託者も同席する機会を設け、メディアと委託者が継続的な関係を構築できるよう支援すること。
- ・必要に応じて旬の高知県観光情報をまとめたニュースレター等を作成し、メディアに配信すること。

(2)メディア露出につながる企画の立案、運営

- ・取材会、イベント、メディアツアーなど、メディア露出につながる企画を立案、運営し、メディアを招致すること。企画は契約期間中2回実施すること。
- ・企画の内容については、実施予定の3ヶ月以上前に受託者が立案し、委託者に提案すること。企画内容は委託者と協議し意向を反映した上で、実施予定の2ヶ月程度前に決定することとする。
- ・企画の実施場所、テーマは問わないが、メディア露出獲得、高知県の認知度向上、観光誘客を実現するために最も効果的と思われる手法を立案すること。

(3) プレスリリースの作成アドバイス

- ・委託者が活用するプレスリリース配信サービスの記事作成において、効果的な露出につながるよう委託者にアドバイスを行うこと。配信回数は契約期間中 10 回程度とする。

(4) 高知県観光情報の収集

- ・受託者自身が能動的に情報収集すること。各メディアのニーズが高いトピックまたは取材の確度が高そうなトピックを積極的にリサーチすること。
- ・リサーチの方法については、委託者への照会、県・市町村・観光協会の公式サイトや SNS などを参考にすること。また、受託者自身のネットワークによりリサーチしてもよいが、真偽の不明確な情報については、委託者に問い合わせるなどして慎重に取り扱うこと。

高知県観光キャンペーン どっぷり高知旅 公式サイト	https://doppuri.kochi-tabi.jp/index.html
高知県観光 公式 Instagram	@naturallykochi

- ・委託者が把握する情報については、後述の月次会議等で随時受託者へ共有する。

5 業務目標

本事業によって、下記のメディア露出件数、広告換算額を達成することを目標とする。

媒体	件数	広告換算額
TV	10 件以上	1,000,000 千円以上
新聞、雑誌	5 件以上	
WEB	100 件以上	
合計	115 件以上	

6 月次会議

高知県観光情報の共有、計画の適時修正、業務の進捗を確認するための企画会議を月に 1 回実施すること。また、会議は原則オンラインとし、会議実施後 2 週間以内に会議録を高知県に提出すること。

7 報告

- (1) メディアアプローチ結果および取材会実施結果を月次でレポートにまとめ、前述の月次会議前日までに提出すること。レポートには露出件毎の広告換算額を記載すること。
- (2) メディア露出実現後は、下記の成果物を可能な限り納品すること。

TV	録画データ
新聞、雑誌	記事データ、または掲載誌
WEB	URL

8 その他

- (1) 本業務は、メディアに対する掲載料等の支払は前提としないが、取材が高知県で行われる場合のメディアの旅費等については、事前に発注者等との協議や費用の内訳を明確にすることを条件に、別途予算の範囲内で支払う場合がある。
- (2) 本業務の受注者は業務を実施するにあたり、発注者等と十分な調整を行うこと。
- (3) 本業務を円滑に遂行するため、発注者は受注者に対して、業務の進捗状況について報告を求めることができる。
- (4) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又はこの仕様書に定めがない事項については、必要に応じて、委託者等と受託者が協議の上、定めるものとする。
- (5) 本仕様書に定める業務に要する経費は、特に記載が無い場合、すべて本業務委託料に含むものとする。